

令和2年3月

定例総会議事録

松本市農業委員会

1 日 時 令和2年3月27日（金）午後1時30分から午後3時57分

2 場 所 議員協議会室

3 出席農業委員 23人

1番	青木 秀夫	2番	中條 幸雄
3番	竹島 敏博	4番	百瀬 道雄
5番	中川 敦	6番	金子 文彦
7番	小林 弘也	8番	河西 穂高
9番	丸山 茂実	11番	窪田 英明
12番	塩原 忠	13番	田中 悦郎
14番	柳澤 元吉	15番	長谷川直史
16番	河野 徹	17番	濱 博
18番	前田 隆之	19番	橋本 実嗣
21番	波多腰哲郎	22番	三村 晴夫
23番	塩野崎道子	24番	二村 喜子
25番	上條信太郎		

4 欠席農業委員 2人

10番	岩垂 治	26番	堀口 崇
-----	------	-----	------

5 出席推進委員 6人

推1番	大月 國晴	推2番	朝倉 啓雄
推3番	大澤 好市	推5番	太田 辰男
推12番	堀内 俊男	推14番	丸山 寛実

6 議 事（農地に関する事項）

(1) 議 案

- ア 農用地利用集積計画の決定の件……………（議案第197号～第200号）
- イ 農用地利用配分計画案の承認の件……………（議案第201号～第203号）
- ウ 農地法第3条の規定による許可申請許可の件……………（議案第204号～第206号）
- エ 農地法第4条の規定による許可申請承認の件……………（議案第207号～第209号）
- オ 農地法第5条の規定による許可申請承認の件……………（議案第210号～第219号）
- カ 引き続き農業経営を行っている旨の証明願承認の件（議案第220号）
- キ 農地法施行規則第17条第2項の規定による別段面積廃止の件（議案第221号）
- ク 農地法施行規則第17条第2項の規定による別段面積設定の件（議案第222号）

(2) 報告事項

- ア 非農地証明の交付状況の件
- イ 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の件
- ウ 認定電気事業者の行う中継施設等の設置に伴う届出の件
- エ 農地法第3条の3第1項の規定による届出の件
- オ 農地法第4条の規定による届出の件
- カ 農地法第5条の規定による届出の件

- キ 農地法第4条の規定による農業用施設届出の件
- ク 令和元年度違反転用への適正な対応に係る実施報告の件
- ケ 農地中間管理事業の推進に関する法律の一部改正に伴う変更について

7 議 事（その他農業委員会業務に関する事項）

(1) 報告事項

- ア 令和2年度松本市農林部関係予算について
- イ 令和元年度第4回農業経営改善計画の審査結果について
- ウ 令和元年度第4回青年等就農計画の審査結果について
- エ 令和元年度農業者年金加入推進結果について
- オ 令和2年度松本市農業委員会関係予算について
- カ 主要会務報告並びに当面の予定について

8 その他

9	出席職員	農業委員会事務局	局 長	山田 賢司
		〃	局長補佐	板花 賢治
		〃	局長補佐	清澤 明子
		〃	局長補佐	川村 昌寛
		〃	主 査	大内 直樹
		〃	主 任	青柳 和幸
		〃	事 務 員	大島のぞみ
		農 政 課	課 長	中村 尚文
		〃	主 任	羽入田未咲
		〃	主 事	川嶋 遥
		〃	主 事	宇治 樹
		耕地林務課	課 長	岩田 公晴
		〃 木材利用推進担当課長		勝山 隆浩
		西部農林課	課 長	二木 昭彦
		〃	主 査	赤羽 誠
		松本農業改良普及センター課長補佐		小川 章

10 会議の成立 農業委員会等に関する法律第27条第3項により成立

11 会長あいさつ 小林会長

12 議長就任 松本市農業委員会総会会議規則第3条により小林会長が議長に就任

13 議事録署名委員の指名及び書記の任命

- 〔議事録署名委員〕 19番 橋本 実嗣 委員
- 21番 波多腰哲郎 委員
- 〔書記〕 板花局長補佐、川村局長補佐

14 会議の概要

議長

それでは、議事に入ります。

本日は、年度末のお忙しいところ、農林部の皆様にお越しをいただいているところでございますが、その他の農業委員会業務に関する事項の報告事項ア、令和2年度松本市農林部関係予算についてを優先議題といたします。

資料は、別冊の単独資料となりますので、お手元にご準備をいただきたいと思っております。

農政課、耕地林務課、西部農林課の順に関係予算の説明をお願いいたします。

初めに、農政課、中村課長さん、お願いします。

中村（農政課）

それでは、私のほうからご説明を申し上げたいと思っております。

お手元の令和2年度松本市農林部関係予算についてということで、着座のまま失礼をいたします。

資料をおめくりいただきまして、2ページですが、1としまして、令和2年度の当初予算額ということでお示しをしております。

ご承知のとおり、市長の交代ということで、2年度骨格予算ということになっております。したがって、政策的な判断を仰ぐものにつきましては、6月の補正対応ということになりますので、ご承知おきをいただければというふうに思います。

まず、一般会計のほうでございますけれども、895億1,000万円ということで、前年に対しまして15億円の増となっております。骨格予算の割には一般会計増額となっているというのも、現在進めております中核市への移行、それから例の待機児童関連、これに対応するために職員数が増える、それから幼児教育の無償化等に伴う経費、そのために15億円増となっております。そういった中で、農林水産業費でございますけれども、24億7,282万円ということで、7,500万円の減となっております。

2の農林水産業費の主な内容でございます。

1の農業費の関係でございますが、903万円の減となっております。

(2)の農業総務費のほうを御覧ください。こちらのほう、9億918万円ということで、前年に比べまして3,197万円の減となっております。この辺につきましては、いわゆる特別会計へ一般会計のここから繰出しをしていますが、その辺の額の調整によって3,197万円の減となっておりますが、それが主なものであります。

細かい部分につきましては、白い丸の2つ目、農畜産物マーケティング推進事業費、これは農政課と西部農林課分も含めておりますけれども、1,548万円ということで、738万円の減。

農政課の分につきましては、その下にありますが、311万円の減ということになっております。この主な部分ですが、増減ですが、中町のほうにJA松本ハイランドが出していただきましたアンテナショップの関

係、これが地方創生事業で、地域の活性化ということで、5年間毎年400万円相当出していましたが、この事業が終了しました。これに伴いまして400万円の減と、それからずっとここ5年くらい松本市が進めてきました野菜の機能性表示、この関係の検査等が終了しまして、これが350万円ほどかかっていたのですが、それが減と、代わりまして味覚教育という新しい事業が開始となります。この関係が450万円と、それらの増減によりまして、311万円の減というふうになっております。

その左側のほうに、アとしてブランド化推進事業、ポスター等のデザインの制作料、それからG Iの取得の調査委託料、あるいはこれまでもやっております作付拡大の奨励金の補助金等を見込んでおります。

また、イの消費宣伝事業につきましては、販路拡大ですとか、あるいは消費拡大のPRを行うために、様々なところに出向いておりますけれども、これも多少整理をしまして、15事業ということで整理をしておりますが、ほぼ当年並みのものでございます。

ウの地産地消・食育推進事業でございますが、ここの2つ目の黒ポツ、味覚教育の委託料ということで、先ほど申し上げました457万円というのが、これは新規の事業になっております。

こちらにつきましては、そちらにありますように、子供の味覚を養い、地元食材への関心を高め、地産地消につなげるものということで、松本市としましては、一番下の令和3年度に本格実施ということで、市内の小学校1学年を対象に実施をしていきたいと。その前段としまして、令和2年度につきましては、モデル的試行ということで、市内の4校に対してこの事業を試行していきたいと。その経費が457万円というものでございます。

次に、3ページのほうへ行っていただきまして、一番上に西部農林課分ということで、427万円の減となっております。これは、特産品のブランド化推進事業ということで、奈川産の食材ブランド化事業、これが5年間の計画年度が終了しまして、減になったものでございます。

それから、その3つ下、中山間地域直接支払推進事業費、これは678万円の増となっておりますが、皆様ご承知のとおり国の補助事業として、国の要件緩和によりまして、給付額が増えるという予想の下で予算を立てております。

その下のラインガルテンの管理施設の管理費でございますが、709万円の減となっておりますが、これは主に工事に関するものでございまして、計画的に進めている中で、工事費が減額になったものでございます。

(3)の農業構造改善事業費でございますが、これは昨年とほぼ同額のものでございます。

その下の白丸、農業者育成事業費、農政課と西部農林課分合わせてでございますが、ここの一番下の黒ポツ、地域営農リーダー育成塾、いわゆる新興塾でございますが、令和2年度は第11期生3年目の最終年になります。第10期のときには行えなかったんですが、第11期生につきましては、海外視察を復活させるということで予算立てをしております。

それでは、次のページ、4ページをお開きいただきまして、2の農業改良

費でございます。1億494万円ということで、4,582万円の減となっておりますが、これにつきましては、(2)の園芸費の2つ目の白丸、果樹振興費におきまして、3つ目、一番下の黒ポツ、集出荷施設整備事業費、減額4,600万円となっておりますが、今年度は今井の共選所の整備等を行いました。それに対して補助金を出しましたけれども、その分が減ったものでございます。

農政課分につきましては以上でございます。

議長

ありがとうございました。

耕地林務課の岩田課長さん、お願いします。

岩田（耕地林務課） お世話になります。岩田です。よろしくをお願いします。

それでは、耕地林務課及び西部農林課の主な予算について説明いたします。その前、4ページをお開きください。

一番上、農業費、(4)農業費の最初の白丸ですが、農林業有害鳥獣対策事業費について説明します。

農林業への有害鳥獣からの被害を減少させるための個体数調整の費用を主として、西部農林課分を含めた予算額は2,567万円で、元年度に比べて293万円の減となっております。

次の白丸、森林造成事業費は、森林組合等の林業事業体を実施する森林造成事業に対し、県が定める補助対象額の30%以内でかさ上げ補助するものですが、予算額は6,798万円で、元年度に比べて379万円の減となっております。

次の白丸、松くい虫対策事業費は、松くい虫被害の蔓延を防止するための伐倒駆除や調査委託及び守るべき松林を保存していくための樹幹注入や抵抗性松の植栽等の対策を行うものですが、予算額2億2,106万円で、元年度に比べて1,683万円の増となっております。

次の白丸、単独林業整備事業費は、林道奈川安曇線蛭窪トンネル改良工事として、予算額1億277万円で、令和2年度で主体工事は完了いたします。

続きまして、右側、5ページをお開きください。

3、耕地事業費の最初の白丸、多面的機能支払交付事業は、耕作放棄地の防止や農地の多面的機能維持のために地元が行う草刈り、植栽等の地域共同活動に対し補助するものですが、整理農林課分を含めた予算総額は2億9,038万円で、元年度に比べて633万円の増となっております。トータル活動組織数は52団体、活動実施面積は4,053ヘクタールです。

続いて、白丸、県営土地改良事業費について説明します。これは県が実施する老朽化した農業排水路等の施設改修費用を負担するものです。事業箇所は記載のとおり、耕地林務課分、ア、かんがい排水事業として、鎖川の取水施設改修及び二区堰の用水路整備、イ、畑地帯総合整備事業として、古池原の畑かんがい施設、ウ、農村地域防災事業として、田溝池の堤体改修です。

西部農林課分は、ア、かんがい排水事業として、梓川右岸の排水路整備及び新村堰の用水路補修等、イ、畑地帯総合整備事業として、中下原平林の畑かんがい施設や農道整備等です。

予算額は1億5,304万円で、令和元年度と比較して3,406万円の減となっております。

以上で説明を終わります。

議長 次に勝山課長、お願いします。

勝山（耕地林務課） 耕地林務課木材利用推進担当の勝山隆浩と申します。

令和2年度の予算については、元年度と全く同額でありますので、資料からは省略させていただいております。ご了承ください。

予算の位置づけとしては、資料の4ページの（4）の林業費になります。2年度分の予算としましては、補助事業が3事業となります。ペレットストーブの購入補助、12台分120万円、まきストーブの購入補助、30台分300万円、あとカラマツ材を利用した住宅への補助、10件分で100万円です。

令和2年の木材利用推進担当の予算としては、当初予算計上額はこの程度なんですけれども、このほかに市有林、市が所有する山ですけれども、こちらのほうの活用事業、あと令和元年度から国から森林環境譲与税という森林整備に対する譲与税が来ております。こちらの事業につきましては、令和2年度に着手したいと考えているんですが、いずれも新規事業になるものですから、新市長の政策判断を仰いだ後に予算化に努めてまいります。木材利用推進担当分の予算については以上です。

議長 ありがとうございます。

続いて、西部農林課、二木課長さん、お願いします。

二木（西部農林課） すみません、続きまして西部農林課長の二木ですが、よろしく申し上げます。

前段、中村農政課長、岩田耕地林務課長のほうから西部農林課分も含めて説明いただきましたので、私からは、繰り返し説明するということはいたしませんけれども、せっかく貴重なお時間を頂きましたので、手元の資料には特に記載されておりませんが、西部地区の特有の事業につきまして、簡単ですが、ご説明をさせていただきます。

西部農林課が管轄する安曇、奈川、梓川、波田地区は、旧町村当時に建設された農林業関連施設が非常に多くて、大小含めて20を超える施設があります。といったことから、施設の管理に要する予算を多く計上しております。

施設の中で、指定管理者へお願いしている施設は7施設で、主に都市と農村の交流、農業振興や地域の活性化を図っているところがございますが、現在、松本市は、公共施設等総合管理計画、それから再配置計画に基づき、

人口減少等による地区の再編に合わせた公共施設の集約を進めているところでございます。

当課といたしましても、地域の明るい将来を目指すため、必要な施設は充実させ存続、利用が極めて少なく、目的を達成した施設等は、地元及び利用者の皆様のご理解をいただいた上で、縮小、それから譲渡などを進めてまいります。

これらの施設は、市にとっても、それから地域にとってもかけがえのない財産でございます。今後とも農業委員さん、それから農地利用最適化推進委員さんからも、今後の施設の在り方につきまして、私どもと一緒に検討していただければというふうに思うところでございます。

説明は以上でございます。

議長

ありがとうございました。

課長の皆さんからそれぞれ説明をいただきましたが、これより質疑を行います。

発言のある委員の皆様は挙手をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長

ご意見がないようですので、これら報告事項につきましては、ご承知おきをいただきます。

当委員会といたしましても、引き続き農林部との連携を密にいたしまして、農業振興に取り組んでいきたいと思っております。

ここで1つ案内がございます。これまで大変お世話になりました中村課長が今年度をもって退職されるというふうにお聞きをいたしました。課長におかれましては、平成27年、28年度に農業委員会の事務局長も務められたわけでありまして、ここでご挨拶をちょうだいしたいと思います。お願いいたします。

中村（農政課）

貴重なお時間を頂きまして、今年度をもちまして退職をいたします。皆様には大変お世話になりました。この場をお借りしまして御礼を申し上げます。

ご案内にもありましたが、農業委員会にいたときは、まさに制度改革を目前に控えていた時期でございまして、一連の業務に携わらせていただきました。様々な議論を呼んだ制度改革でございましたけれども、皆様のご理解とご協力、それから後任の事務局の働きもありまして、無事移行することができました。

また、農業委員会には、仕事以外にも大変楽しい思い出が幾つかありまして、非常に思い出深い職場となっております。

その後農政課のほうに移りまして、皆様から今度は意見書を頂く、そういった立場になりました。様々なご提言を頂いたわけですが、大変力が入った意見書でございまして、十分対応し切れなかった部分もありま

すけれども、私なりに一歩ずつ進めてまいりました。ぜひご容赦をいただければというふうに思います。

最後になりますけれども、皆様にはぜひ松本の農業が産業としてより確かなものになることはもちろんでございますが、地域をつくり、あるいは松本のまちをつくり、ここに生きる人たちの幸せをも育む、そんな農業になることに対して、引き続きご尽力をいただければと、誠に勝手ながらお願いを申し上げながら、退職のご挨拶とさせていただきます。

本当にお世話になりました。（拍手）

議 長

中村課長には、大変これまでのお仕事、それから功績に心から感謝をいたしますとともに、今後ますますのご活躍をお祈り申し上げます。本日はありがとうございました。

農林部の課長の皆様はこれで退席となります。本日はどうもありがとうございました。

それでは、改めまして本冊資料の農地に関する事項から議事を進めてまいります。

初めに、議案第197号 農用地利用集積計画の決定の件、関連いたしまして農地中間管理権の設定に係る議案第201号 農用地利用配分計画案の承認についてを一括上程をいたします。

最初に、議案に掲載されております新規就農者について、事務局から説明をいただきまして、その後、農政課から議案内容について説明をしていただきます。

それでは、事務局からお願いいたします。

青柳主任。

青柳主任

お世話になります。

それでは、今月の新規就農者につきまして、農業委員会事務局の青柳から説明をさせていただきます。

まず、資料なんですけれども、大変申し訳ありません。今月、新規就農者の資料が議案の発送に間に合わなくて、本日皆様のお手元に配付をさせていただきました。A3の資料をご確認いただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

お手元がない方、いらっしゃいますでしょうか。大丈夫ですかね。

それでは、説明に入ります。

では、まず整理番号1番からまいります。〇〇様になります。〇〇様ですけれども、住所地と農地所在地、共に本郷となっております。具体的には、住所は浅間温泉、農地は三才山のものとなりますので、お願いいたします。借入れの予定につきましては、2筆、2,770平米をご予定、また就農の目的につきましては、自家消費を中心とした農業ということで伺っております。なお、栽培予定品目は水稻となっております。あと、こちらの方ですけれども、〇〇様ご本人、ご自身で農業従事をされるということですので、お願いいたします。

竹島農業委員

それでは、〇〇〇さんの新規就農につきましてのお話をさせていただきます。

先月の25日と27日に私と大月さんで、個々でございますが面談をさせていただきました。本人は、自由業ということで大工さんをやっております。農業に大変興味を持っておりまして、トラクターの古で15馬力を買った。それから、乗用の田植機も、古ですけれども買ってある。それから、大工さんだもんですから、2トンのトラックを所有しております。それで、自宅は先ほど説明ありました浅間温泉ですけれども、今度する農地は三才山ということで、5キロほど離れておりますが、2トンのトラックで運搬して、農業できるということで、本人の面談の中で、積極的に農をやってみたいというお話でございましたので、問題ないと。遊休荒廃地の解消にもなるということで、激励して、励まして、地域と溶け込むようにお話をさせていただきました。

以上です。

議長

ありがとうございました。

笹賀につきまして、岩垂委員さんにつきましては、今、青柳主任の説明のとおりでございます。

続きまして、農政課から議案の説明をお願いいたします。

宇治主事。

宇治（農政課）

いつも大変お世話になっております。農政課の宇治でございます。

恐れ入りますが、今後議案全て着座にてご説明させていただきます。

今回ですが、特記事項が1点、訂正が2点ございますので、初めに15ページを御覧ください。

15ページの第18条2項6号関係分の番号1番と2番になります。借受人の方が〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇とありますが、笹賀の農家の〇〇〇〇〇〇〇〇様が法人化した株式会社になりますので、新規就農者ではございません。

続きまして、訂正に入ります。

引き続き15ページを御覧ください。

15ページ、同じく第18条2項6号関係分の点線で囲まれている認定農業者への集積の欄になります。筆数が未表記になっておりますが、正確には「0筆」になりますので、訂正をお願いいたします。

続きまして、2点目の訂正になります。

23ページを御覧ください。

こちらも同様に、合計欄の一番下の点線で囲まれています認定農業者への集積の筆数がまた未記入になっております。大変恐れ入りますが、正しくは「419筆」になります。訂正のほうをよろしくお願いいたします。

それでは、議案の説明に入ります。

議案1ページを御覧ください。

5－（1）－ア、農用地利用集積計画の決定の件、議案第197号になり

ます。

合計欄のみ読み上げますので、23ページを御覧ください。

合計、一般、筆数254筆、貸付け135人、借入れ87人、面積41万7,792平米。

円滑化事業分、筆数288筆、貸付け151人、借入れ74人、面積41万8,492平米。

経営移譲分、筆数49筆、貸付け7人、借入れ7人、面積3万8m785平米。

利用権の移転、筆数18筆、貸付け5人、借入れ4人、面積2万2,377平米。

所有権の移転、筆数6筆、貸付け3人、借入れ3人、面積1万1,518平米。

第18条2項6号関係、筆数5筆、貸付け4人、借入れ3人、面積7,917平米。

農地中間管理権の設定、筆数207筆、貸付け109人、借入れ1人、面積35万374平米。

合計、筆数827筆、貸付け414人、借入れ179人、面積126万7,255平米。

当月の利用権設定のうち認定農業者への集積は、筆数419筆、面積65万9,378平米、集積率は76.09%になります。

議案第197号は以上となります。

続きまして、議案26ページを御覧ください。

5-(1)-イ、農用地利用配分計画案の承認の件、議案第201号になります。

合計欄のみ読み上げますので、33ページを御覧ください。

合計、筆201筆、貸付け1人、借入れ57人、面積33万9,618平米。

当月の利用権設定のうち認定農業者への集積は、筆数180筆、面積30万4,310平米、集積率は89.60%になります。

議案第201号は以上となります。

議長

ただいま議案第197号、それからまた201号の説明があったわけですが、これに対しまして委員の皆様から質問、意見ありましたら、お願いいたします。

[質問、意見なし]

議長

ないようです。

議案第197号、それから201号について、原案のとおり承認することに賛成の農業委員の皆様の手ををお願いいたします。

[全員挙手]

議長 全員賛成ですので、本件は原案のとおり承認することといたします。
続きまして、議案第198号 農用地利用集積計画の決定の件につきましてを上程いたしますが、本件は私の案件になります。農業委員会法第31条の規定によりまして、私は議事に参与できませんので、議事は会長代理にお願いいたします。

(小林農業委員 退席)

田中会長代理 それでは、本件につきまして、会長に代わりまして私が議事進行を務めてまいります。
議案について、農政課から説明をお願いいたします。
宇治主事。

宇治（農政課） 続きまして、議案24ページを御覧ください。
議案第198号になります。
合計欄のみ読み上げます。
合計、筆数1筆、貸付け1人、借入れ1人、面積1,077平米。
上記の利用権設定のうち認定農業者への集積率は100%となります。
以上で議案第198号は終わります。

田中会長代理 ただいまの説明に対しまして皆様から質疑、意見等ありましたら、お願いいたします。

[質問、意見なし]

田中会長代理 ご意見ないようですので、ただいまから集約いたします。
議案第198号について、原案どおり決定することに賛成の農業委員の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

田中会長代理 ありがとうございます。
全員賛成ですので、本件は原案どおり決定することといたします。
それでは、退室している小林委員の入室を許可いたします。

(小林農業委員 入室)

田中会長代理 議事参与の制限に関わる議題が終了いたしましたので、議長を小林会長に交代いたしまして、議事の進行を引き続きお願いいたします。

議長 続きまして、議案第199号 農用地利用集積計画の決定の件についてを

上程をいたしますが、本件も委員に係る案件になりますので、農業委員会法第31条の規定によりまして、塩原委員には退席をお願いいたします。

(塩原農業委員 退席)

議長 農政課から説明をお願いいたします。
宇治主事。

宇治（農政課） 引き続き24ページを御覧ください。
議案第199号になります。
合計欄のみ読み上げます。
合計、筆数1筆、貸付け1人、借入れ1人、面積389平米。
利用権設定のうち認定農業者への集積率は100%となります。
議案第199号は以上となります。

議長 ただいまの説明に対しまして委員の皆様から質問、意見ありましたら、発言をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 ご意見がないようですので、ただいまから集約いたします。
議案第199号について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員の皆様の手ををお願いいたします。

[全員挙手]

議長 全員賛成でありますので、本件は原案のとおり決定することといたします。
それでは、退室をしている塩原委員の入室を許可いたします。

(塩原農業委員 入室)

議長 続きまして、議案第200号 農用地利用集積計画の決定の件を上程をいたしますが、本件も委員に関わる案件になりますので、農業委員会法第31条の規定によりまして、橋本委員には退室をお願いいたします。

(橋本農業委員 退席)

議長 農政課から説明をお願いいたします。
宇治主事。

宇治（農政課） 続きまして、25ページを御覧ください。

議案第200号になります。

合計欄のみ読み上げます。

利用権移転関係、筆数1筆、貸付け1人、借入れ1人、面積600平米。

第18条2項6号関係、筆数5筆、貸付け2人、借入れ1人、面積4,536平米。

合計、筆数6筆、貸付け3人、借入れ2人、面積5,136平米。

当月の利用権設定のうち認定農業者への集積率は100%となります。

以上で議案第200号は終わります。

議長 ただいまの説明に対しまして委員の皆様から質問、意見ありましたら、お願いをいたします。

[質問、意見なし]

議長 意見がないようです。
ただいまから集約いたします。
議案第200号について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員の皆様の手をお願いをいたします。

[全員挙手]

議長 ありがとうございます。
全員賛成ですので、本件は原案どおり決定することといたします。
それでは、退室をしております橋本委員の入室を許可をいたします。

(橋本農業委員 入室)

議長 続きまして、議案第202号 農用地利用配分計画案の承認の件ですが、本件は私が役員を務めておる法人の案件になります。農業委員会法第31条の規定により、私は議事に参与できませんので、退室をさせていただきます。議事の進行を会長代理にお願いをいたします。

(小林農業委員 退席)

田中会長代理 会長に代わりまして私が議事進行を務めてまいります。
議案について、農政課から説明をお願いいたします。
宇治主事。

宇治(農政課) 議案第202号に入る前に訂正をさせていただきます。
先ほどの議案第200号ですが、合計欄の下、点線で囲まれております認定農業者への集積の面積の欄ですが、「4,536平米」と記載されておりますが、正しくは「5,136平米」です。大変恐れ入りますが、訂正

のほうをお願いいたします。

田中会長代理 何ページ。

宇治（農政課） 25ページになります。25ページの合計欄の下の点線の面積になります。

田中会長代理 数字をもう一度お願いします。

宇治（農政課） 5, 136平米になります。

田中会長代理 下の最後、6筆、5, 136平米。

宇治（農政課） はい。

田中会長代理 よろしいですか。
じゃ、説明をお願いします。

宇治（農政課） それでは、議案第202号に入ります。
議案34ページを御覧ください。
合計、筆数2筆、貸付け1人、借入れ1人、面積5,663平米。
利用権設定のうち認定農業者への集積率は100%となります。
議案第202号は以上となります。

田中会長代理 ただいまの説明に対し皆様から質疑、意見等ありましたら、お出しをお願いいたします。

[質問、意見なし]

田中会長代理 ご意見等ないようですので、ただいまから集約いたします。
議案第202号について、原案どおり承認することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

田中会長代理 ありがとうございます。
全員賛成ですので、本件は原案どおり承認することといたします。
それでは、退室している小林委員の入室を許可いたします。

(小林農業委員 入室)

田中会長代理 議事参与の制限に関わる議題が終了いたしましたので、議長を小林会長に交代いたしまして、議事の進行を引き続きお願いいたします。

議長 それでは、引き続いて議案第203号 農用地利用配分計画案の承認の件についてを上程いたしますが、本件は委員に関わる案件になりますので、農業委員会法第31条の規定により、濱委員には退室をお願いいたします。

(濱農業委員 退席)

議長 それでは、農政課から説明をお願いいたします。
宇治主事。

宇治(農政課) 引き続きまして、34ページを御覧ください。
議案第203号になります。
合計欄のみ読み上げます。
筆数4筆、貸付け1人、借入れ1人、面積5,093平米。
利用権設定のうち認定農業者への集積率は100%となります。
議案第203号は以上となります。

議長 ただいまの説明に対しまして委員の皆様から質問、意見ありましたら、発言をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 意見がないようですので、ただいまから集約いたします。
議案第203号について、原案のとおり承認することに賛成の農業委員の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 全員賛成ですので、本件は原案どおり承認することといたします。
それでは、退室をしております濱委員の入室を許可をいたします。

(濱農業委員 入室)

議長 続きまして、議案第204から206号 農地法第3条の規定による許可申請許可の件、3件について上程をいたします。
それでは、事務局から一括説明をお願いいたします。
大島事務員。

大島事務員 それでは、総会資料35ページを御覧ください。
農地法第3条の規定による許可申請について説明いたします。
議案第204号、岡田伊深〇〇〇、現況地目、田、1,301平米外4筆、

合計3, 135平米を農地の保全のため、生前一括贈与により、〇〇〇〇〇さんへ所有権を移転するものです。

続きまして、議案第205号、稲倉〇〇〇-〇、現況地目、田、770平米を農地の保全のため、売買により〇〇〇〇さんへ所有権を移転するものです。

続きまして、議案第206号、梓川上野〇〇〇-〇、登記地目、田、現況、畑、243平を農業経営規模拡大のため、売買により〇〇〇〇さんへ所有権を移転するものです。

以上3件につきましては、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

よろしく申し上げます。

議 長 次に、地元の委員さんから議案204号について意見を伺います。
竹島委員さん、お願いします。

竹島農業委員 それでは、204号についてご説明させていただきます。
岡田伊深の〇〇〇につきましては、中條委員さんと22日に、それから洞の4筆につきましては、23日に大月委員と現地確認をさせていただきました、いずれも5筆につきましては耕作を実施しておりました。
それから、書類等で考えますと、これ、生前一括贈与ということで、お母さんから息子へ一括ということで、実質息子さんが耕作しているということでございますので、何ら問題ないと思います。
以上です。

議 長 続いて、205号も稲倉でありますので、竹島委員さん、お願いいたします。

竹島農業委員 205号につきましてご説明させていただきます。
23日に大月推進員さんと現地を確認させていただきました、稲作ですが、耕作をしておりました。この土地は、今まで〇〇さんという方は御代田に住んでおられて、親戚のうちで耕作していましたが、この〇〇さんに土地を売ったということございまして、この〇〇〇〇さんのお父さんが持っている土地が、すぐ4枚ほど離れたところに耕作しておられて、親子で耕作しているということで、今後、購入しても何ら問題ないと、このように思っております。
以上です。

議 長 ありがとうございます。
続いて、206号、梓川の上野であります。丸山推進委員さん、お願いします。

丸山推進委員 座ったままで説明させていただきます。

梓川上野となっておりますけれども、花見という地区にあります。対岸が波田地区で、〇〇の下の〇〇を通して〇〇から〇〇〇〇が送られていますが、その〇〇付近にあり、道路に沿って大きな水路には水が満々と流れています。3年ぐらい前でしたかね、振興会で視察した〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇がすぐ下流にあります。

農地の状況ですけれども、地目は田、現況は畑になっています。面積は、こちら、書いてあるように243平米ですけれども、形状はちょっと直角三角形と言ってはあれだけども、そのような形で、ちょっと作業性はあまりよくないです。

それから、許可要件等ですけれども、〇〇さんは梓川梓大久保という地区に在住しているわけですが、申請地からは約1.3キロで、時間にして15分ぐらい離れております。約68アールの樹園地でリンゴを栽培しております。今回申請された農地では、自家用野菜、またリンゴの苗木を育てたいということでもあります。

あと、農機具ですけれども、トラクターとか耕運機は所有しております。

次に、下限面積の要件になりますけれども、梓川は50アール以上なので、68アールということで、要件を満たしていると思います。

それと、農作業常時従事要件ですかね、これは年間250日ということで、これも要件を満たしておりますし、また地域との調和要件ですかね、これも周辺の農地には利用には支障はないということで、一応要件は満たしております。

以上です。

議長 ただいま説明を、意見を述べていただきましたが、全体を通して質問、意見ありましたら、推進委員の皆様も含め、発言をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 ご意見がないようです。
農地法第3条の規定による案件、3件について、一括して集約をいたします。

農業委員の皆様には伺いますが、議案204から206号について、原案のとおり許可することに賛成の委員の皆様の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 ありがとうございます。
全員賛成ですので、本件は原案のとおり決定することといたします。
続きまして、議案第207号から209号 農地法第4条の規定による許可申請承認の件、3件及び関連がありますので、議案第219号 農地法第5条の規定による許可申請承認の件、1件についてを併せて上程をいたします。

それでは、事務局からの説明をお願いいたします。
大内主査。

大内主査

それでは、議案書の36ページをお願いします。

農地法第4条の規定による許可申請承認の件です。

議案第209号と農地法第5条の議案第219号につきましては、〇〇〇〇さんと〇〇〇〇〇さんが共同して農作場を新築するための一連の申請案件ですので、併せて説明をさせていただきます。

議案第207号、島内〇〇〇〇-〇、現況地目、畑、330平米を安曇野市豊科にお住まいの〇〇〇〇さんが住宅を新築する計画です。農地区分は第1種農地ではありますが、位置的代替性がなく、集落に接続しているため、不許可の例外に該当し、許可相当と判断しました。

続きまして、議案第208号、中山〇〇〇〇-〇、現況地目、畑、227平米外1筆、計780平米を庄内にお住まいの〇〇〇〇さんが貸駐車場を新設する計画です。農地区分は第2種農地ではありますが、位置的代替性がないため、許可相当と判断しました。

続きまして、議案第209号、波田〇〇〇〇-〇、現況地目、畑、60平米を波田にお住まいの〇〇〇〇さんが農作業所を新築する計画です。農地区分は第1種農地ではありますが、位置的代替性がなく、集落に接続しているため、不許可の例外に該当し、許可相当と判断しました。

併せて38ページを御覧ください。

議案第219号、波田〇〇〇〇-〇、現況地目、畑、60平米を波田にお住まいの〇〇〇〇〇さんが農作業所を新築する計画です。農地区分は先ほどの説明のとおりです。

以上、これらの案件につきましては、一般基準等の各要件を満たしていると判断しています。よろしく申し上げます。

議 長

初めに、議案第207号につきまして、地元委員の河野さんから説明をお願いいたします。

河野農業委員

場所的には島内の高松という地籍で、ちょっと目標物がないもんですから説明しづらいんですが、集落の一番外側のところになります。

それで、この土地については、相続で親から譲り受けて、将来家をここへ持っていくよという考え方でいたものです。

それで、たまたま十字路になっていて、その反対側には兄弟の方がお住まいになっていて、この土地の南側は道路です。南と東が道路で、北側にはもう住宅がつながっているという状況ですので、問題はないと思います。よろしく申し上げます。

議 長

現地調査をしていただきました窪田さん、柳澤さん、窪田委員さん、お願いします。

窪田農業委員 19日に柳澤委員さんと現地の確認をいたしましたけれども、今、事務局、それから河野委員さん説明があったとおり、特に問題ないというふうに確認をいたしましたので、よろしくをお願いします。

議長 ほかの委員の皆様で本件について質問、意見ありましたら、お願いします。

[質問、意見なし]

議長 意見がないようですので、ただいまから集約をいたします。
議案第207号について、原案のとおり賛成の農業委員の皆様の手をお願いたします。

[全員挙手]

議長 全員賛成ですので、本件は原案のとおり承認することと決定をいたします。
続いて、208号、中山であります。太田推進委員さん、ご説明をお願いします。

太田推進委員 写真の手前に建物、向こう側に建物、それから左側は川です。それから、右側は道路というようなことで、駐車場やむを得ないと思います。
以上です。

議長 現地確認をしていただきました窪田さん、お願いします。

窪田農業委員 今、話がございましたけれども、東側は水路になっていますが、ちょっと写真で隠れている左側のところが、〇〇〇なんかを扱っている〇〇の業者になるんですね。そんなこともありまして、特にほかの農地に与える影響ないと思いますので、報告をさせていただきます。

議長 ほかの委員の皆様で本件について質問、意見ありましたら、お願いします。

[質問、意見なし]

議長 意見がないようですので、ただいまから集約をいたします。
議案第208号について、原案のとおり承認することに賛成の農業委員の皆様の手をお願いたします。

[全員挙手]

議長 全員賛成ですので、本件は原案のとおり承認することと決定をいたします。
続きまして、209号及び219号、波田であります。波多腰委員さん、お願いします。

許可相当と判断しました。

議案第214号、笹賀〇〇〇〇-〇、現況地目、畑、258平米に征矢野にお住まいの〇〇〇〇さんが住宅を新築する計画です。農地区分は第1種農地ではありますが、位置的代替性がなく、集落に接続しているため、不許可の例外に該当し、許可相当と判断しました。

なお、本日、地元委員の岩垂委員ですが、事務局宛にご連絡をいただきまして、当農地については、以前より宅地の中に存在する農地であり、特に問題ないと思われるということで、話を伺っております。

続きまして、議案第215号、今井〇〇〇〇-〇、現況地目、畑、41平米に今井にお住まいの〇〇〇〇さんが耕作地進入路を新設する計画です。農地区分は第1種農地ではありますが、位置的代替性がなく、農業用施設のため、不許可の例外に該当し、許可相当と判断しました。なお、当農地については、令和2年1月24日付で農振除外済みです。

続きまして、38ページをお願いします。

議案第216号、寿北8丁目〇〇〇〇-〇、現況地目、畑、193平米に寿豊丘にお住まいの〇〇〇〇さんが農家分家住宅はなれを新築する計画です。農地区分は第1種農地ではありますが、位置的代替性がなく、集落に接続しているため、不許可の例外に該当し、許可相当と判断しました。

続きまして、議案第217号、中山〇〇〇〇-〇、現況地目、畑、32平米に中山にお住まいの〇〇〇〇〇さんが通路を新設する計画です。農地区分は第3種農地であり、原則許可となりますので、許可相当と判断しました。

続きまして、議案第218号、梓川倭〇〇〇-〇、現況地目、畑、16平米外1筆、合計173平米に梓川倭にお住まいの〇〇〇〇さんが通路及び駐車場を新設する計画です。農地区分は、梓川倭〇〇〇-〇は第1種農地ではありますが、位置的代替性がなく、集落に接続しているため、不許可の例外に該当し、許可相当と判断しました。また、同じく梓川倭〇〇〇-〇については、第2種農地ではありますが、位置的代替性がないため、許可相当と判断しました。

以上、これらの案件につきましては、一般基準等の各要件を満たしていると判断しています。よろしくをお願いします。

議 長

ありがとうございました。

210号は神田でございますので、青木委員さん、お願いいたします。

青木農業委員

場所的には、ちょっと絵を見ていただくと鉄塔がありますが、奥のほうに正面に山が見えます。これが〇〇〇でございまして、鉄塔が南北にずっと走っているんですが、3年ほど前に1回、同じ案件で出まして、そのときに私も現場をちょっと見させていただいておりましたんですが、畑のほうには周りに影響を及ぼすことなく、鉄塔の下にカップル線の送電線を張ると、それから撤去する機械を置いてやっております、きれいに迷惑かけることなくできておりましたので、今回も特に問題ないというように思

っております。

以上です。

議 長 現地確認をしていただきました窪田委員さん、お願いします。

窪田農業委員 今話がありましたけれども、鉄塔の下のところからちょっと右斜め下のほうに、これ、写真ではっきりしませんけれども、松本一本ねぎ植えられています。青木委員さんが何か耕作されているというところのようでありましてけれども、特に農地に影響を与えることはないというふうに確認しましたので、お願いします。

議 長 本件につきまして質問、意見ありましたら、発言をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議 長 ご意見がないようです。
ただいまから集約をいたします。
議案第210号について、原案のとおり承認することに賛成の農業委員の皆様の手ををお願いいたします。

[全員挙手]

議 長 ありがとうございます。
全員賛成でありますので、本件は原案のとおり承認することと決定をいたします。
続いて、211号、島内であります。河野委員さん、お願いします。

河野農業委員 今回の申請場所ですが、これは〇〇〇の〇〇〇〇〇〇でございます、〇のすぐ南側に〇〇〇〇という〇〇〇さんがあり、その隣に住宅が1軒、そのすぐ隣ということで、高松集落の中にあります。
それで、ここを今回、〇〇〇〇さんから見て〇〇さんは自分の子供ということで、子供さんが今は岡谷市におられるんですが、実家のほうに家を建てて、将来ここで、実家のところでいたいと。いわゆる親のほうも高齢化していくんで、以前からそういうふうに計画をしていたということで、父の〇〇さんから使用貸借権の設定をいただいて住宅を建てたいということでございますので、よろしくお願いします。

議 長 現地確認をしていただきました窪田委員さん、お願いします。

窪田農業委員 この写真の左側、それから右側それぞれ住宅がありまして、その真ん中の農地になりますけれども、特に問題ないというふうに確認いたしました。

議長 ほかの委員の皆様で本件について質問、意見ありましたら、お願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 ないようです。
議案第211号について、原案のとおり承認することに賛成の農業委員の皆様の手をお願いたします。

[全員挙手]

議長 ありがとうございます。
全員賛成ですので、本件は原案のとおり承認することと決定をいたします。続いて、213号の、これは島立であります。濱委員さん、お願いします。

濱農業委員 ちょうどこの田んぼの位置ですが、島立の真ん中辺りで、○○○○○○○○○○の○○○○、それから島立の○○○○○○○○、○○○○○、○○○○○が、ちょうどこの写真の奥のほうにうちが見えますが、その奥側が○○やら○○○○○○○、ずっと並んでいるところでございます。
それで、計画によりますと、建屋がこの道路、手前に道路写っていますが、これが大体南側から西南のほうへちょっとカーブした道路ですが、そちら側のほうへ寄せて建屋を建てて、北側の奥は水田なんですけれども、そちら側は駐車場にするという計画のようでございますので、周りに与える影響はほぼないという状況で、いいじゃないかなというふうに考えます。
以上です。

議長 現場確認をしていただきました柳澤委員さん、お願いします。

柳澤農業委員 島立の三ノ宮地区ということで、非常にもう周り住宅地化された場所です。写真で見ると、非常にまだ農地がたっぷりあるような感じですが、現状はそういう内容になっております。
先ほど濱委員さんがありましたが、北裏のほうは農地になっていますが、その日影にならないような対応を取るという内容でございますし、問題ないかと見てまいりました。

議長 ほかの委員の皆様で本件について質問、意見ありましたら、お願いします。

[質問、意見なし]

議長 ないようです。
議案第213号について、原案のとおり承認することに賛成の農業委員の皆様の手をお願いたします。

[全員挙手]

議長 全員賛成ですので、本件は原案のとおり承認することと決定をいたします。
続いて、214号であります。先ほど大内君の説明のとおり、岩垂委員さんからは問題はないというようなお話がございました。
現地確認をしていただきました柳澤委員さん、お願いします。

柳沢農業委員 写真に御覧いただければと思いますが、まるっきり屋敷の中の東側の空き地といえますか、農地は農地なんですが、周りも住宅等で囲まれていて、全然周りは農地でないような状態になっていますし、先ほど言いましたような宅地の中というようなことで、問題ないんじゃないかと見てまいりました。

議長 ほかの委員の皆様で本件について質問、意見ありましたら、お願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 ないようです。
集約いたします。
214号について、原案のとおり承認することに賛成の農業委員の皆さんの挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 全員賛成でありますので、本件は原案のとおり承認することと決定をいたします。
続いて、215号であります。今井でありますので、田中代理、お願いします。

田中農業委員 それでは、215号をご説明いたします。
位置ですけれども、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇の東の集落、北耕地なんですけれども、その集落の中で西側の南に今、〇〇さんのこの現地の場所があります。

3日前に〇〇さんと現地を確認しながら実情をお聴きしました。10ヘクタールぐらいの受託の水田をやっていらっしゃるんですけれども、どうしても自宅へ大きい機械が入らないということで、地区農振も通っておりますし、農業に関することですので、問題ないというふうに判断いたしました。

議長 現地確認をしていただきました柳沢委員さん、お願いします。

柳澤農業委員 農機具を通す、通りたいということで、道路といいますか、進入路をという計画のようですが、場所的にもほとんど周りに関係ないといえますか、影響はないかと見てまいりました。お願いします。

議長 ほかの委員さんで本件について質問、意見ありましたら、お願いをいたします。

[質問、意見なし]

議長 ないようです。
ただいまから集約をいたします。
議案第215号について、原案のとおり承認することに賛成の農業委員の皆さんの挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 全員賛成ですので、本件は原案のとおり承認することと決定をいたします。
続きまして、216であります。寿であります。河西委員さん、お願いをいたします。

河西農業委員 場所は、〇〇〇の〇〇〇から北西に100メートルほど行った一番西側ということの住宅地の中ということです。写真の右側も住宅で、写真の手前側は道路になっています。住宅ができることによるほかの農地に与える影響はないと思われま。特に問題ない案件だと思います。

議長 現地確認をしていただきました柳澤委員さん、お願いします。

柳澤農業委員 今お話がありましたとおり、周りは住宅あるいは道路という内容の土地で、非常にきれいに耕作されていまして、もったいないという感じはしたわけですが、農家分家という内容でもございますし、問題ないんじゃないかと見てまいりました。

議長 ほかの委員の皆様で本件について質問、意見ありましたら、お願いをいたします。

[質問、意見なし]

議長 意見がないようです。
議案第216号について、原案のとおり承認することに賛成の農業委員の皆さんの挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議 長 全員賛成ですので、本件は原案のとおり承認することと決定をいたします。
続いて、217号であります、中山であります。太田推進委員さん、お願いします。

太田推進委員 この左側は今の既存の道路で、その右側を若干広げるということですが、
けれども、その土地は何年も耕作がされてなくて、それでまた斜面で、なかなか耕作に適さない土地だと思うんで、問題ないと思います。

議 長 現地確認をいただきました柳澤さん、お願いします。

柳澤農業委員 写真で見ますと、この奥、上のところに自宅があるけれども、そこへ入っ
ていく道路が狭くてということで、右側の農地を使って広げるということ
ですから、やむを得ない内容かと見てまいりました。

議 長 ほかの委員の皆様で本件について質問、意見ありましたら、お願いをいた
します。

[質問、意見なし]

議 長 ないようです。
議案第217号について、原案のとおり承認することに賛成の農業委員の
皆様の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議 長 ありがとうございます。
全員賛成ですので、本件は原案のとおり承認することと決定をいたします。
続きまして、議案第218号、梓川倭であります。丸山推進委員さん、お
願いします。

丸山推進委員 梓川倭の〇〇〇を北へ進んでいただくと、〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇〇
〇があります。そこを右折し、約100メートル進んだところに、この写
真に出ていますが、申請されている〇〇さんの自宅と申請地2筆がありま
す。

この左の写真にちょっとシャッターが写っていますが、これが自動車の修
理工場です。小屋の南面しておりまして、この通路を公道に接していま
すが、南側が〇〇〇〇〇〇になっております。それと、右の写真ですけれど
も、ちょっと幾らか左に写っているのが自宅で、その裏にちょっと見えて
いるのが、西になりますけれども、〇〇の〇〇〇〇〇〇になります。

今回2筆の申請ですけれども、自宅と下の駐車場ですかね。これは東から

見た写真ですけれども、すぐ横も2メートル幅の〇〇〇という〇〇〇〇〇が通っております。それに沿って東に約4メートルの公道が沿って走っておりますけれども、下の写真の駐車場予定地には、既に川の上には約4メートルのコンクリート製の橋が架かっていますので、出入りはいつでもできる状態にはなっております。

以上であります。

議 長 現地確認をいただきました柳澤委員さん、お願いします。

柳澤農業委員 梓川倭ということで、非常にいろいろな施設が密集している場所でした。そういうことで、周りはもう本当に住宅地なり、アパートですか、そんな内容のところ、そういう地域ですので、やむを得ないんじゃないかなと見てまいりました。お願いいたします。

議 長 ほかの委員の皆様で本件について質問、意見ありましたら、発言をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議 長 ないようです。
ただいまから集約をいたします。
議案第218号について、原案のとおり承認することに賛成の農業委員の皆さんの挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議 長 ありがとうございます。
全員賛成ですので、本件は原案のとおり承認することと決定をいたします。
すみません、それでは先ほど212号の議案でございますが、これは河野委員さんに関わる案件でございますので、河野さん、退席をお願いいたします。

(河野農業委員 退席)

議 長 事務局から212号について説明をお願いいたします。

大内主査 それでは、議案書37ページをお願いします。
農地法第5条の規定による許可申請承認の件ですが、議案第212号、島内〇〇〇〇-〇、現況地目、畑、10平米に島内にお住まいの〇〇〇さんが公衆用道路を新設する計画です。農地区分は第2種農地ではありますが、位置的代替性がないため、許可相当と判断しました。

以上、この件につきましては一般基準等の各要件を満たしていると判断し

ています。よろしく申し上げます。

議長 それでは、212号について、地元委員の意見をお願いいたします。
堀内委員さん、お願いします。

堀内推進委員 当該地は、〇〇〇〇〇から〇〇〇〇〇〇に行く中間ほどの右手にある集落の中
でございます。4面が住宅に囲まれておりまして、この畑は他の農地と
全く接しておらず、転用後も他へ影響は与えないものと。

 ちょっと写真のほうを見ていただきたいんですが、写真の街灯の右側が歩
道で、現道でございます。その右側が〇〇〇〇の自宅でございます、そ
こに出入口がございます。この道路の後ろ側のほうは市道に接しており
まして、昨年住宅が2軒新しく建たりまして、それぞれセットバックして
きております。これは現在、市道ではなく、赤線という扱いでございます。

 さらに、〇〇〇〇のところから大型トラクター等出るときに、非常に狭く
て、ここの街灯のところも踏み込まないと出れないと、入れないという状
況です。

 実は、私も2年前、〇〇さんのうちへ行ったんですが、非常に狭くて、帰
りがけにブロック塀にバンパーをこすったという非常に狭いところであ
ります。

 ちょっと見ていただくと、奥にお墓があります。そのさらに右手に曲がっ
ておりまして、2軒ございます。その2軒からのお願いも含めて、道路を
広げるという内容でございます。

 ちなみに、写真の上のほうに写っているブロック塀については、既にセッ
トバックしておりまして、この白い線は、ちょっと細かい話ですが、壁の
際までのところに線を引かなきゃいけないかなと思いますが、そんなよう
な状況です。

 あと、ここが白になるかということですが、この先、〇〇〇〇の〇〇〇〇
に入っておりまして、今後も市道になかなかならない状況、それからお墓
もあって、セットバックはままならないという状況でございますので、こ
ういった処理もやむを得ないかなという判断いたしました。

議長 ありがとうございます。
現地調査をしていただきました窪田委員さん、お願いします。

窪田農業委員 今説明がございましたけれども、本当に非常に狭い道路でして、これで軽
の車で行ったんですが、かなり狭いなというふうに感じました、左側農地
ということでもありますけれども、特に周りが住宅でありますので、問題
ないというふう思ったところであります。お願いします。

議長 ほかの委員の皆様で本件について質問、意見ありましたら、お願いいた
します。

[質問、意見なし]

議長 意見はないようです。
ただいまから集約をいたします。
議案第212号について、原案のとおり承認することに賛成の農業委員の皆さんの挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 全員賛成ですので、本件は原案のとおり承認することと決定をいたします。
それでは、退室をしております河野委員の入室を許可をいたします。

(河野農業委員 入室)

議長 続きます、議案第220号 引き続き農業経営を行っている旨の証明願承認の件、1件についてを上程をいたします。
それでは、事務局から説明をお願いいたします。
大島事務員。

大島事務員 それでは、39ページを御覧ください。
引き続き農業経営を行っている旨の証明願承認について説明いたします。
議案第220号、波田にお住まいの〇〇〇〇〇さんが波田〇〇〇〇-〇、1, 311平米外8筆、合計1万7, 832平米について承認を受けるものです。
また、波田〇〇〇〇-〇、2, 956平米外2筆、合計7, 105平米については、特定貸付けを行っています。
以上1件になります。よろしく申し上げます。

議長 それでは、議案220号について、地元委員の意見をお願いしたいと思います。
波田でありますので、波多腰委員さん、お願いします。

波多腰農業委員 〇〇〇さんですが、上のほうですが、これ、自分で耕作しているところで、きれいに作ってありますので、問題ないと思います。
それで、下の3筆ですが、これ、貸してありまして、こちらも田んぼとして利用されて、作ってありますので、大丈夫だと思います。

議長 ほかの委員の皆様で本件について質問、意見ありましたら、発言をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 意見等ないようですので、ただいまから集約をいたします。
議案第220号について、原案のとおり賛成の農業委員の皆様の挙手をお願いをいたします。

[全員挙手]

議長 全員賛成ですので、本件は原案のとおり承認することといたします。
続きまして、221号 農地法施行規則第17条第2項の規定による別段面積廃止の件についてを上程をいたします。
それでは、事務局からの説明をお願いいたします。
川村補佐。

川村局長補佐 それでは、私のほうから議案第221号を説明させていただきます。
資料は40ページから50ページにかけてになります。
40ページのところで説明させていただきます。
本件に当たりましては、初めて定例会にかける案件になります。背景といたしましては、別段農用地につきまして、平成28年に創設されて、当農業委員会としても幾つか認めてきたところなんです、年数を重ねるに当たりまして、実情に合っていないというようなところが何か所か出ていて、昨年、皆様をお願いをして、農地パトロールの際に全筆確認していただいたという経緯がございます。
1番のところに361筆、22万2,456.19平米を廃止するというようになっているところなんです、その下、2番の農地利用状況調査という中で、上から7段、7項目ですね。設定要件が「否」という形になっているものです。いわゆる非農用地とか、原野とか、そういったもう現地が農地でなくなっているようなもの、農地パトロールの結果を得て、これを廃止するという形です。
参考までに、下段3項目、合計欄にあります356筆、23万785.31平米につきましては、廃止せず、引き続き指定をしておくという形となりますので、よろしくお願ひしたいと思います。
詳細につきましては、41ページから50ページにかけて一筆ずつの内容が載っております。よろしくお願ひいたします。

議長 それでは、ただいま説明の議案221号について質問、意見がありましたら、発言をお願いいたします。
河野委員。

河野農業委員 すみません。この案件、いわゆる別段面積を設定したというのは、いわゆるここに載っている農地を違う別段面積に満たない人に耕作してもらおうとか、そういう目的でたしかやったような気がするんですが、ここに361筆ありますが、これはもうそういう見込みがない、無理だと。残りの356筆は、まだそういう見込みがあるという、そういう理解でよろしいでし

ようか。

議 長 川村補佐。

川村局長補佐 まさにご指摘どおりでして、361筆は見込みがなく廃止、356筆については見込みのあるものですので、引き続き認定という形となっております。

議 長 河野委員さん。

河野農業委員 それで、見込みがないということは、非農地設定に入るという、そういうことではないということですか。

議 長 川村補佐。

川村局長補佐 今のご質問なんですけれども、分類のところを見てもらうといいんですが、非農用地にするものもありますし、既に原野化しちゃっているというのもありまして、一番は、もう転用までかかっちゃっているのも実はあったということがありまして、この項目の実情に応じて、今後改正等を図っていくという形でお願いしたいと思います。

議 長 いいですか。

河野農業委員 はい、了解しました。

議 長 ほかにどうですかね。質問、意見ありましたら。

[質問、意見なし]

議 長 意見がないようです。
ただいまから集約をいたします。
議案第221号について、原案のとおり対象農地を廃止することに賛成の農業委員の皆さんの挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議 長 全員賛成ですので、本件は原案のとおり廃止することと決定をいたします。
続きまして、第222号 農地法施行規則第17条第2項の規定による別段面積設定の件についてを上程をいたします。
事務局から説明をお願いいたします。
川村補佐。

川村局長補佐

引き続き私のほうから説明させていただきます。

資料51ページ、議案番号222号です。

こちらにつきましては、毎年ご審議いただいている新規のほうの追加認定になります。

ナンバー1から7までの7筆という形で、神林、寿小赤、梓川梓、波田が4番目で1件と、5、6、7の波田の〇〇〇〇番台につきましては、連続した土地になっております。それぞれ農地の所有者からご相談がございまして、内容を照査した結果、また、全ての筆について、地元の農業委員さんに確認していただいた結果、認定するような形で上げることとなりました。

合計7筆、2,301.89平方メートル。

なお、すみません。表中の登記面積のところに単位が入っていませんけれども、平方メートルですので、よろしくお願ひしたいと思います。

私からは以上でございます。

議 長

ただいま説明がありました。議案222号について質問、意見ありましたら、発言をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議 長

ご意見がないようですので、ただいまから集約をいたします。

議案第222号について、原案のとおり対象農地を設定することに賛成の農業委員の皆さんの挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議 長

全員賛成ですので、本件は原案のとおり設定をすることといたします。

続きまして、報告事項に入ります。

事務局から報告事項のアからキについて、一括説明をお願いいたします。

大島事務員。

大島事務員

それでは、報告事項のアからキについて説明いたします。

これらにつきましては、書類等完備しておりましたので、事務局長の専決により処理いたしました。

初めに、52ページをお開きください。非農地証明の交付状況の件、3件、続きまして53ページから59ページ、農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の件、55件、続きまして60ページ、認定電気事業者の行う中継施設等の設置に伴う届出の件、1件、続きまして61、62ページ、農地法第3条の3第1項の規定による届出の件、14件、続きまして63ページ、農地法第4条の規定による届出の件、3件、続きまして64から66ページ、農地法第5条の規定による届出の件、17件、続きまして67ページ、農地法第4条の規定による農業用施設の届出の件、1件。

以上になります。よろしく申し上げます。

議長 ただいまの報告について、委員の皆様から質問、意見ありましたら、発言をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 ご意見がないようですので、これらの報告事項につきましては、事務局の説明のとおりでありますので、ご承知おきをお願いいたします。

続きまして、報告事項ク、令和元年度違反転用への適正な対応に係る実績報告の件を議題といたします。

事務局からの説明をお願いいたします。

大内主任。

大内主任 議案書の68ページ、69ページを御覧ください。

本年度の違反転用への適正な対応に係る実施報告の件ですが、今年度皆さんに6月、7月のブロック会議で依頼して以降、その後の農地パトロールや各案件への調査などをしていただいた結果がそこに記載をしてあります。

若干昨年よりは増えておりますが、こちらについては、新規の違反転用地の確認というものがほとんどです。

ただ、数件は違反転用が転用によって解消されたとか、そういったものがありますが、新規に新たに発見される農地もありますので、引き続き皆様方には地区の農地の違反転用地の是正及び違反転用地になりやすい箇所を早期の発見などをまたお願いしたいと思っております。

以上です。

議長 ただいまの報告につきまして、委員の皆様から質問、意見ありましたら、発言をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 ご意見がないようですので、これら報告事項につきましては、事務局の説明のとおりでありますので、ご承知おきをいただきたいと思います。

続きまして、報告事項ケ、農地中間管理事業の推進に関する法律の一部改正に伴う変更についてを議題といたします。

事務局から説明をお願いいたします。

宇治主事。

宇治（農政課） 本日お配りいたしましたA4資料3枚、左をホチキス留めしてある資料、5－（2）－ケを御覧ください。

5－（2）－ケ、農地中間管理事業の推進に関する法律の一部改正に伴う変更について。

1、要旨です。

農地の集積・集約化を支援する体制の一体化を図る観点から、農地中間管理事業の推進に関する法律が改正され、令和2年4月1日から農地利用集積円滑化事業は農地中間管理事業へ統合されることとなりました。

2、統合一体化に伴う事務手続について。

円滑化事業により賃借（JAを仲介した賃借）を行ってきた農地は、令和2年4月1日以降、契約期間が満了したものから随時、相対契約または農地中間管理事業での契約へ移行していただくこととなります。

（2）既存の円滑化事業での契約は、令和2年4月1日以降も期間満了までは有効です。そのため、期間満了まで手続の必要はありません。

（3）令和2年4月1日以降、円滑化事業による新規農地の借受け・貸付けはできなくなります。そのため、更新も行うこと、更新再設定を行うことはできません。

3、令和2年4月1日以降の利用権設定方法についてです。

次の2つの方法で利用権設定を行います。

（1）地権者と耕作者の相対契約。詳しい利用権設定の方法ですが、集積計画書兼申入書を作成の上、市役所農政課へ提出していただくようになります。

2つ目ですが、農地中間管理事業を活用した利用権設定になります。こちらはただいま調整中なのですが、JA松本ハイランドにまず中間管理事業で利用権設定をしていただきたいという相談をしていただいた後に、市役所、松本市で提出書類を作成し、送付するように検討をしています。JAあづみに関しても同様に調整を行っております。

2ページ目を御覧ください。

4、公告の変更点です。

農地中間管理事業を活用した利用権設定の公告は、今までは集積計画を市で公告し、配分計画を県で公告をしていましたが、法改正により、4月末の農業委員会から、集積計画、配分計画ともに市で公告することに変更となります。

この集積計画、配分計画を市で公告することを集積計画一括方式と言います。メリットにあるんですが、集積計画、配分計画を同時に公告することで、契約の時間短縮が図られます。もう一つ注意点がありまして、耕作者の変更、利用権移転の場合等、県で広告する場合もございます。

5、最後になりますが、農業委員さん、推進委員さんの皆様へのお願いの事項です。

従来と同様に、農家さんからの相談に乗っていただき、圃場の紹介、借受人の紹介などのご協力をお願いいたします。

以上となります。

議 長

ただいま報告につきまして、委員の皆様から質問、意見ありましたら、発言をお願いいたします。

河野委員。

河野農業委員

すみません。趣旨は分かりましたが、2枚目のところに公告の変更点ということで、今までは農地中間管理事業を活用した利用権設定の公告は、計画を市で公告して、配分計画は県で公告したが、4月からは集積計画、配分計画ともに市の公告になるということで、いわゆる時間短縮ということだと思います。

それで、ちょっと今まで感じていたところで、いわゆる新規に中間管理事業を実施するときに、農協の窓口を通じてこの人とこの人ということで何年契約ということで上げていってもらうんですが、実際に判子をついてもらう書類ができるまでに結構時間がかかるんですよ。ちょっとその辺のところを何とか早くしていただければいいのかと思いますが。

今日の議案審議の中で、みんな4月1日からというのがどさっとありますよね。本来であれば、1月1日からというのが一番適正かなと思うんですが、ちょっとその辺の見解を。

議長

宇治主事。

宇治（農政課）

今、意見をいただいたんですけれども、今、1ページ目の3番のほうに4月1日以降の利用権設定方法、(2)の農地中間管理事業を活用した利用権設定ということで、ただいまJA松本ハイランドさんのほうと相談をしている段階なんですけれども、令和2年度から農協さんのほうが中間管理事業に関して委託を受けないという話を伺っております。

そこで、今まさに調整中なんですけれども、月曜日の30日にJA松本ハイランドさんの各営農課長さんとお話をいたしまして、JAさんのほうへ協力をお願いするような形を検討しております。

その段階で、今まではJAさんのほうで計画書等も作成を行っていたんですけれども、その方法も検討しなければいけないということで、詳しくは30日以降に決定するということにはなるんですけれども、市役所のほうで作成することも検討しています。

そのため、期日、どうしても時間がかかってしまうということなんですけれども、やはり中間管理事業の提出書類が煩雑でして、同じような書類を3枚作成していただいたり、一度出した書類を何回も出してもらうような手続になってしまうんですが、どうしてもそこは国のほうとも交渉はしているんですけれども、その提出書類について、簡素化がなかなか進まない状態です。そのため、時間がかかってしまうということが改善できるよう、今後も県や国に問合せはしていく予定ですので、少し時間がかかってしまうかもしれないんですけれども、よろしく願いいたします。

議長

今、宇治主事の説明のとおりでございまして、JAとしても、ここに対する手続の負担と申しますか、そういったことがJAのほうから言われておりますし、今、調整を30日というようなことでございまして、三村委員、お願いします。

三村農業委員

J Aハイランドの立場で、若干今、この問題について、今農協がどのようなスタンスでいるのか、その辺申し上げたいと思います。

この中間管理事業の法律改正については、ご承知のとおりでございますけれども、今まで私ども松本ハイランドは、受け手、出し手のマッチングと、それと同時に書類作成の事務手続を業務委託を受けて行っておったわけでございます。

そうした中ではございますけれども、今お話しのとおり、なかなか受け手は地元なり書類作りにもあれなんですけれども、出し手の方がやはりこちらに住んでない方とか、相続関係等々、いろいろな書類手続上大変煩雑な部分があるわけなんですけれども、そういった中で、先ほど書類の話も出ておりましたけれども、実質18種類24枚というような書類作成を今、ハイランドはそれぞれの各支所の営農課長が事務手続、書類作成を行ってきたわけなんですけれども、前々から農協の中でも議論があったわけなんですけれども、マッチングなり相談事は、やはり農協、率先してやるべきことはしていかなくちゃならないわけなんですけれども、その書類作成の事務に関わる部分については、今回業務委託契約を結ばないということを決断をさせていただいたわけでございます。

そういった中で、そうはいつでも、やはり農家さんなり相談窓口という形の中で、またそれぞれの地域の農地の流動化なり農地を守るというような意味合いの中で、農協、そっぽを向くわけではございませんけれども、その書類手続について、農協は今後、今までのような手厚い手だてを付けにくいということで、今、お話しのとおり、今月30日にそれぞれの営農生活課長を集めて、こういった形の中で農協はこの事業に関わるか、行政の懇談に入ろうか、そんなようなことかと思っておりますので、よろしく願いいたします。

議 長

今、このことについて、三村委員からJ Aの立場を説明していただいたわけではありますが、ほかにどうですかね。これに対しましてご意見ありましたら。

柳澤委員。

柳澤農業委員

ちょっとそれでは別の内容でお願いしたいと思うんですが、この資料の3の(1)に、地権者と耕作者相対契約ということで、括弧の中の利用権設定促進事業ということで、ちょっと勉強不足でよく分からないので、簡単でいいですが、どういう内容なのかちょっと説明をお願いします。

議 長

宇治主事。

宇治（農政課）

こちらなんですけれども、利用権設定促進事業ということで、今までは円滑化事業とこの左に書いてあります相対契約、一般分ですね。当事者間で契約していただくものことになります。

議 長 　　いいですか。
川村補佐。

川村局長補佐 　　私のほうから説明させていただきますけれども、ちょっと難しい言葉を並べて書いてあるものでいけないんですけれども、簡単に言ってしまうと、集荷円滑化とって、貸手と借手の間に農協が入った形の三者契約をしていた集荷円滑化、これはもうこの3月をもって廃止する。これじゃなくて、利用権設定とって、農協さんとかに書類を持って行って市に出してもらうんですけれども、借手と貸手が書面をもって直接契約、貸し借りの契約をするのが利用権設定です。

　　あくまでもヤミというのは、立場上、これは推進しませんので、今後は中間管理事業を使うか、相対での契約で締結をするかいずれかで、その相対分になりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議 長 　　すみません、補佐、この相対契約は、書類なんかは農政部にあるの。自分で作ってやるっていうこと。

川村局長補佐 　　相対契約の書類なんですけれども、市役所農政課にもございますし、JAさんの各支所にも置いてあるんですけれども、A3用紙の1枚の申請書になっております。そちらのほうに貸付人、地主さんの方と実際借り受けて耕作される方のお名前、住所ですとか、印鑑を押印したもの、圃場の情報を書いていただいて、農政課のほうに提出していただくようになります。

　　そちらで農政課のほうで審査を行って、農業委員会の定例会に審査をかけるというような形を取っております。

議 長 　　ほかにどうですか。これに対して質問ありましたら。
田中委員。

田中農業委員 　　私のほうからあんまり発言は好ましくないとは思ひますが、希望ですけれども、この報告内容は非常に激変だと思ひますよ。営みとしてはJAさんも窓口の対応を取っていただくということなんですけど、契約書を作る、あの種の業務から手を引くといひますか、それに直接携わらないということだもんですから、我々農業委員もそうですし、もちろん最適化推進委員の皆さんもそうですし、行政にどこまで面倒を見てもらうかといひるのは、非常に、30日にJAとのそり合わせが出てくるわけですが、農家の皆さんが混乱する場面が生じないように、しっかりフローを作っけていただいて、行政と農協でそり合わせして、農家の皆さんが混乱しないような対応をぜひ早めに位置づけといひますか、対応を取っけていただいて、当然これからいっぱい出てくる事案だと思ひますので、この過渡期、大変重要な時期になると思ひますので、ぜひその点をよろしくお願ひします。

議 長 宇治主事。

宇治（農政課） ご指摘のとおり、農家さん、どうしても法改正が4月1日、円滑化事業が廃止されるということで、時間がとれない状況ですので、至急30日にJAさんのほうと調整をさせていただいて、農家さんに迷惑、負担がかからないように調整のほうを進めていきたいと思います。

議 長 ほかにいいですね。ちょっとすみません、時間があるものですから。
これらの報告事項につきましては、ただいま事務局の説明のとおりでありますので、ご承知おきをいただきたいと思います。
農地に関する事項が終了いたしましたので、暫時休憩といたしますが、本当は10分というようなところではありますが、5分をお願いいたします。

（休 憩）

議 長 すみません、議事を再開いたします。
その他農業委員会業務に関する事項から議事を進めてまいります。
報告事項ア、既に終わりましたので、この令和元年度第4回農業経営改善計画の審査結果についてから進めてまいります。
農政課の説明をお願いいたします。
羽入田主事、お願いします。

羽入田（農政課） 農政課担い手担当、羽入田です。
令和元年度第4回農業経営改善計画の審査結果についてご報告させていただきます。
着座にて失礼いたします。
すみません、資料は70ページになります。
まず、根拠法令についてですが、農業経営基盤強化促進法並びに同法施行規則に基づき松本市長が認定するもので、認定基準は資料のとおりとなっております。
審査方法については、原則年4回審査を行い、第三者組織に当たる松本市農業支援センター内の経営改善指導員へ意見聴取を行い、認定しているものです。
今回の農業経営改善計画認定者は、新規の方が個人7件、共同1件、組織1件の計9件、次のページに行きまして、再認定の方が個人36件、共同2件、組織4件の計42件、以上51件について、全件承認されたことをご報告いたします。
なお、本年度は新規が31件、再認定の方が120件、変更2件、計152件を認定し、再認定率は84%でした。
来年度以降も引き続き認定制度についてご協力をいただきますようお願いいたします。
以上です。

議長 ただいま農政課から説明がありましたが、これより質疑を行います。
推進委員の皆様を含め、発言のある委員の皆様は挙手をお願いいたします。

議長 ないようです。
本件につきましては、ただいまの説明のとおりでありますので、ご承知おきをいただきたいと思います。
次に、報告事項ウ、令和元年度第4回青年等就農計画の審査の結果についてを議題といたします。
農政課の説明をお願いいたします。
川嶋主事。

川嶋（農政課） お世話になっております。農政課の川嶋と申します。
資料73ページを御覧ください。
着座にて失礼させていただきます。
令和元年度第4回青年等就農計画の審査結果についてです。
今回1件の申請がありまして、指導班書類審査の結果、適当と認められ、認定しましたので、報告するものです。
制度の概要等につきましては、資料のとおりとなりますので、特に以前と変更ありませんので、またご確認いただければと思います。
下のほうへ行きまして、3の令和元年度第4回青年等就農計画認定者ですが、〇〇〇〇さんです。現在、神林地区で里親研修中で、研修期間2年間のうち、ちょうど半分が終わったところですが、なのでもう1年間研修期間がございますが、本人が就農1年目からある程度の所得を確保することを目標にしておりまして、作物がパプリカであるため、早めに青年等就農資金を借り入れてハウスを建設する必要があることから、逆算してこの時期の申請となったものです。
営農意欲も十分あり、営農計画もしっかりしていたため、認定となりました。
以上です。

議長 ただいま農政課から説明がありましたが、これより質疑を行います。
発言のある委員の皆様は挙手をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 ないようです。
本件につきましては、ただいまの説明のとおりでありますので、ご承知おきをいただきたいと思います。
続きまして、報告事項エ、令和元年度農業者年金加入推進結果についてを議題といたします。
事務局から説明をお願いいたします。

清澤補佐。

清澤局長補佐

それでは、議案の74ページを御覧ください。

着座にて説明させていただきます。

10月の定例総会でお願いをさせていただきました農業者年金加入推進強化期間における活動の結果及び今年度の加入推進結果について報告をさせていただきます。

まず、結果ですけれども、表の中ほどに元年度加入者という欄がありますが、39歳までの加入者が4名、59歳までの加入者が3名いまして、合計7名の方が今年度新規に加入していただきました。

平成30年から令和2年までの3年間で、本市では26名を目標としておりますので、来年度の目標は、あと6名ということで達成になる見込みになります。

3番の加入動機ですけれども、7名の方の加入動機についてアンケート結果を見たところ、日本農業新聞の記事によるもの、家族からのすすめによるもの、JA職員による個別訪問、ラジオ放送、JAの広報誌、農業委員からすすめという回答がありました。

最後に、加入活動推進報償費の支出についてですけれども、加入推進活動記録簿というものを提出、8名の委員さんからありましたので、この8名の委員さんについては、3月分の報酬に併せて報償費をお支払い済みです。

加入実績者報告書はゼロとなっておりますけれども、加入動機にもありますように、農業委員会のすすめということで、波場推進委員からの紹介により1名加入されていますので、それに関わる、加入実績に関わる報償費は、4月分の報酬に併せて支給をさせていただきます。

報告は以上です。

議 長

事務局から説明がありましたが、これより質疑を行います。
発言のある委員の皆さんの挙手をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議 長

ないようです。

本件につきましては、ただいまの説明のとおりでありますので、ご承知おきいただきたいと思います。

おかげさまで3か年運動の2年目も順調に加入を伸ばしていただきましたが、ご承知のように、この年金制度は農業者に大変有利な設計となっておりますので、さらに推進に努めていただくよう、協力のほどよろしくお願いをいたします。

次に、報告事項オ、令和2年度松本市農業委員会関係予算についてを議題とします。

事務局の説明をお願いします。

清澤補佐。

清澤局長補佐

引き続き着座で説明させていただきます。

議案の75ページを御覧ください。

農業委員会に関わる予算についてですけれども、令和2年度の新規項目について説明をさせていただきます。

歳入ですけれども、県補助金の欄の中心にあります、真ん中ほどにあります農地利用最適化交付金が新規で歳入に計上されています。金額は370万円で、これは国から最大限活動費用をいただいた場合の最大数になります。

これに該当する歳出ですけれども、農業委員会費の人件費2,869万円令和2年度に予算計上されていますけれども、今年度との比較で370万円増えておりますが、これが最適化交付金に支出される最大額の金額をここでもって計上してあります。

2月定例会におきまして、農地利用の最適化の実績に応じて国から交付される交付金の範囲内で年額の報酬を支給しますという内容で条例の一部改正を行い、承認をいただいております。

なお、毎月提出していただいております活動記録簿により、それを検証いたしまして、令和2年度分については、翌年度、令和3年4月に令和2年度1年分を一括交付する予定であります。

予算の内容、ほかは御覧になっておいてください。

報告は以上です。

議 長

ただいま事務局から説明がありましたが、これより質疑を行います。発言のある委員の皆様は挙手をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議 長

ないようです。

本件については、ただいまの説明のとおりでありますので、ご承知おきをいただきたいと思います。

次に、報告事項カ、主要会務報告並びに当面の予定についてを議題といたします。

事務局の説明をお願いいたします。

板花補佐。

板花局長補佐

資料78ページ、79ページ御覧いただきたいと思っております。

まず、78ページ、3月の内容でございますが、御覧のとおりとなっております。大分中止になったような会議もございました。

本日におきましては、これからですけれども、夕方4時45分から市長退任式ということで、会長が出席予定となっております。

79ページ、来月の予定ということでございます。

新市長関係の行事、かなりありまして、3月30日は初登庁式ということ

でございます。

31日ですが、未定と書いてございますが、退職辞令交付ということで、会長が夕方4時半から出席ということになりました。

4月1日、こちら、人事異動というのはなくなりまして、新規採用職員の入所式ということで、会長が10時20分から出席されます。

あと、いろいろな行事ありますけれども、4月20日、農地転用現地調査ということで、今回の担当委員は長谷川委員と河野委員になっております。もしご都合悪いようでしたら、事務局と相談をいただきたいと思います。

続きまして、21日ですが、松塩筑安曇農業委員会協議会の定期総会が予定されております。協議会代議員、会長も含めまして8名ということになっております。出席のほうをまたお願いしたいと思いますが、懇親会につきましては、いろいろな情勢を考慮して、今検討中ということでございます。

4月22日は、まつもと農村女性協議会の総会、10時半と記載しておりますが、その後変更になりまして、10時からということでございます。10時から議員協議会室、この会議室で行うということで、また女性委員の方、お願いしたいと思います。

来月総会は4月28日でございます。やはり年度当初の総会ということで、今回は推進委員の方にも皆さんご出席願いまして、年次計画などについてもご審議をいただきたいと考えております。

また、懇親会につきましては、また予定ということにしておりまして、情勢もありますので、最終決定はまたご案内をしたいと思いますが、例年、通常ですと、市長ですとか議会の議長さんもお声がけをしているというところがございますので、ご承知おきをいただきたいと思います。

懇親会をやる場合に、あんまり早く始めても、時間調整が難しいというようなこともありまして、懇親会の予定によりまして総会の開始時間が1時半になるのか、2時になるのか、2時半になるのか、そこら辺はまた調整をしたいと考えておりますが、よろしくお願ひいたします。

あと、ちょっとここに書いてないんですが、役員会なども4月の中旬、うちの人事異動、4月の中旬ではないかというような話もありますが、その人事異動の関係もあって、役員会、4月中旬ぐらいを予定しております。

以上でございます。

議 長

ただいま説明がありましたが、発言のある委員の皆さんは挙手をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議 長

ないようです。

本件につきましては、ただいまの説明のとおりでありますので、ご承知おきをいただきたいと思います。

以上で報告事項は終了いたしました。

その他の項目に入ります。

初めに、松本農業普及センターから情報提供をお願いいたします。

小川補佐、お願いいたします。

小川（松本農業改良普及センター） 普及センターから今回、令和元年度普及活動実績集（抜粋）というものをお持ちさせていただきました。この実績集につきましては、本年度1年間の普及活動内容をまとめたものなんですけれども、この1年間、普及活動につきまして、日頃よりご支援いただきまして、大変ありがとうございました。

内容をかいつまんでご説明させていただければと思いますけれども、2ページからしばらくのページなんですけれども、こちらのほうに写真で振り返る令和元年度の普及活動というような内容を掲載してございます。

普及センターのほうでは、2つ重点課題がございますけれども、1のリンゴ高密度植栽培の推進支援と、あと水稻におけるICT等を用いた新たな低コスト生産技術の普及推進につきまして掲載しております。

その他一般活動についても、写真でお示ししておりますので、また御覧いただければと思います。

6ページからが重点活動を活字にした内容になっておりますので、また御覧いただければと思っております。

それと、10ページなんですけれども、大変お騒がせしました豚熱、今、豚熱という名前と言われておるんですけれども、畜産試験場等における確認等を時系列にちょっとまとめたものがございますので、また御覧いただければと思います。

野生イノシシの採材ですとか、経口ワクチンの散布ですとか、本当に農業者の皆さんにも大変お世話になった内容になっているかと思っております。

それと、12ページからが気象経過のまとめを掲載、1年間のものを掲載させていただきました。

あと、14ページが気象災害の関係、あと16ページのところには、令和元年度の主な出来事を月ごとにまとめたものがございますので、またこちらのほうも御覧いただければと思います。

あと、17ページにつきましては、管内の各種表彰受賞者一覧ということで掲載させていただきます。また御覧いただければと思っております。

それと、18ページが本年度の普及センターの職員体制と業務分担ということで掲載しておるんですけれども、所長、次長と若干数名が転勤になるということですので、また4月以降、引き続きよろしく御覧いただければと思います。

私のほうは異動ございませんので、また引き続きお世話になりますけれども、よろしく御覧いたします。

以上です。

議 長

小川補佐、ありがとうございました。

続きまして、事務局から連絡事項をお願いいたします。

局長、お願いします。

山田局長

私から1つご報告をいたします。

先月の定例総会で審議していただきました古沢委員の辞任が正式に市長の同意を得て認められましたので、報告いたします。

正式な辞任日は3月10日でございます。

3月9日に梓川地区の関係者の皆さんにお集まりいただきまして、経緯の説明等をして、今後の方針等を協議していただきました。細かいことはこの場では省略させていただきますが、後のことを波場委員、波田野委員、丸山委員の推進委員3人と二村農業委員さんで梓川地区の面倒を見ていただくということになりましたので、委員の辞任に伴う欠員補充は行わないということにしましたが、よろしくをお願いします。

なお、県の女性協議会の会長等、古沢委員が農業委員としてやっていた役職についても全て辞職いたしましたので、ご報告いたします。

以上です。

議 長

ありがとうございました。

梓川地区の皆さんには、ちょっと負担が増えるわけですが、よろしくをお願いいたします。

続いて、板花補佐をお願いします。

板花局長補佐

あと私のほうから二、三点ありますが、まず今日、本日デスクの上にお配りしております薄緑色のフラットファイルでございますが、こちら、表紙に「農地調整ハンドブック」というふうに書かれております。でも、1枚めくりますと、「地域の話合い活動マニュアル」となっていて、いろいろと混同するかもしれませんが、最初の1ページから29ページまでが話合い活動マニュアルになっていて、それ以降は農地調整ハンドブックということになります。

これ、県の農業会議から新しいものが届きましたので、皆様に配付させていただくものです。いつも製本されておりましたけれども、今回はファイルになって、加除式になるというふう聞いております。

それで、地域の話合い活動マニュアルが頭に載っているということで、結局、今重点課題となっている人・農地プランを実質化させるために、こちらのマニュアルを活用してくださいという、そういう意図かと思えます。

今後、このマニュアルをお役立ていただけますようお願いしたいということでございます。

それから、2点目ですが、この総会の資料と一緒に送らせていただきましたけれども、やはりこちらも農業委員会の系統組織から求められているものでございまして、農地利用の最適化活動の進捗状況調査ということでお願いをしております。

今回の調査の対象は、1月から3月までの3か月分の活動状況についてということでございます。提出の締切りは4月17日ということをお願いし

たいと思います。もちろん今日お出しできる方はお願いしたいということ
でございます。

あと、最後ですが、いつものお願いでございますが、欠席委員の資料につ
きましては、地区で責任を負ってお持ち帰りいただきまして、会議結果と
併せておつなぎいただきたいと思います。封筒等必要な場合は、準備があ
りますので、使っていただければと思います。

あと、農地法の申請関係原本でございますが、机の上にそのまま残してお
いていただきたいと思います。

最後に、お車でお越しの関係、無料認証等ございますので、またお声かけ
をいただければと思います。

私からは以上でございます。

議 長

ありがとうございました。

その他全体を通して委員の皆様から何かありましたら、発言をお願いしま
す。

[質問、意見なし]

議 長

ないようです。

以上をもちまして本日の総会を閉じます。

ご協力ありがとうございました。

15 閉 会

以上この議事録が正確であることを証します。

松本市農業委員会

農業委員会会長

議事録署名人 19番

議事録署名人 21番
